

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

彦根市準備委員会

## 第3回常任委員会



日 時 令和4年(2022年)8月4日(木)

午後1時30分

会 場 ひこね市文化プラザ メッセホール

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025





## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会第 3 回常任委員会次第

### ○議事

#### 第 1 号議案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
彦根市式典基本計画（案） . . . P 1

#### 第 2 号議案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
彦根市医事・衛生基本計画（案） . . . P 2

#### 第 3 号議案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
彦根市市民運動アクションプログラム（案） . . . P 3

#### 第 4 号議案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
彦根市準備委員会専門委員会規程（案） . . . P 5

### ○参考資料

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
彦根市市民運動基本計画 . . . P 11

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
彦根市準備委員会会則 . . . P 12

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
彦根市準備委員会組織図 . . . P 17



## 第1号議案

### 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市式典基本計画（案）

#### 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において本市で開催する式典については、滋賀県が定める式典基本方針や式典基本構想等を踏まえ、選手の負担にならないよう簡素化・効率化を図りつつも、本市の特色を生かしたものとする。

#### 2 基本事項

##### (1) 開始式

開始式は、実施の有無を競技団体と協議し、実施する場合は競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

##### (2) 表彰式

表彰式は、競技団体と協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した人々と喜びを分かち合えるものとする。

##### (3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

## 第2号議案

### 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 彦根市医事・衛生基本計画（案）

#### 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、関係機関および関係団体等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

#### 2 基本事項

##### （1）医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置および必要に応じて医療機関へ移送するなど、医療救護体制を整える。

##### （2）防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、防疫体制を整える。

##### （3）食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する取組を推進する。

##### （4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関および関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舎および競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

## 第3号議案

### 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市市民運動アクションプログラム（案）

#### 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、「彦根市市民運動基本計画」を具体化し、市民総参加でつくる大会とするための基本的な実施事項を定める。

#### 2 実施事項

##### （1）心のこもったおもてなしで温かく迎える大会

###### ア 花いっぱい運動の推進

選手等が利用する競技会場や駅等の景観を美しくするため、関係機関・団体の協力のもと、花を用いた装飾を施す。

###### イ クリーンアップ運動への参加促進

既存の清掃活動との連携を図り、市民等の清掃活動への参加を促進するとともに、両大会開催に向けた機運醸成につなげることで、より良い環境で全国から来訪される選手等を迎える。

###### ウ 手作りのぼり旗や横断幕の作成

市内小中学校等の児童・生徒による各都道府県応援のぼり旗や横断幕を作成することで、児童・生徒による日本各地の魅力の再発見につなげるとともに、全国から参加される選手等を激励する。

###### エ すべての選手に対する温かな声援による応援

市内小中学校等の児童・生徒の学校単位による観戦機会を創出することで、スポーツへの関心を高めるとともに、各都道府県の選手を温かく歓迎する経験をとおして、おもてなしの心の育成を図る。

##### （2）スポーツに親しみ交流を広げる大会

###### ア 本市開催競技の体験イベントの実施

競技団体等の協力を得ながら、本市開催競技の魅力を体感できる体験イベントを開催し、市民がスポーツに親しむ契機とする。

###### イ 両大会をはじめとする各種競技会における観戦・応援

広報誌やホームページ、SNS等を通じて本市開催競技のルールやみどころを発信することで、市民の本市開催競技への関心を高め、競技会場への来場を促進する。

(3) 市民総参加で盛り上げる大会

ア 運営ボランティアの募集および育成

市民参加の促進を図るため、競技会場の運営に従事する運営ボランティアを募集し、ボランティア養成のための研修を開催する。

イ 大会関連イベントの開催

市民の両大会開催への関心を高め、機運醸成につなげるため、カウントダウンイベントや炬火イベントを開催する。

ウ イメージソング、SNSを活用した発信の促進

県と連携してイメージソングの普及に努めるとともに、市民によるSNSを活用した発信を促進することで、本市の様々な魅力を全国に向けて発信する。



## 第4号議案

### 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会会則（令和2年1月27日施行）第12条第4項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の名称等）

第2条 専門委員会の名称ならびに第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。ただし、常任委員会委員長が認める形式的な変更等の軽易な事項については、付託を省略し、または委任しないことができる。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

（役員を選任）

第4条 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。

4 専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、書面の提出により議決権を行使した委員は、専門委員会に出席したものとみなす。

5 専門委員会の議事は、出席した委員（あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、委員のうちから委員長が指名した者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 第3条から第5条までならびに前条第1項、第2項および第5項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第3条から第5条までならびに前条第1項および第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第3条、第4条および第5条第2項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第4条中「専門委員(以下「委員」という。)」とあるのは「部会員」と、前条第5項中「出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)」とあるのは「出席した部会員」と読み替えるものとする。

4 部会員の任期は、委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長または部会長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技・式典に関すること。 2 施設整備に関すること。 3 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防・防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会  
 総務企画専門委員会 委員名簿 (案)

備考欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名	備考
スポーツ	1	一般社団法人彦根市スポーツ協会			
	2	彦根市学区スポーツ振興会連絡協議会			
産業経済	3	公益社団法人彦根観光協会観光物産部会			
	4	彦根商工会議所			
	5	稲枝商工会			
	6	彦根商店街連盟			
各種団体	7	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会			
	8	彦根市老人クラブ連合会			
	9	彦根市身体障害者更生会			
	10	公益社団法人彦根青年会議所			
	11	彦根市PTA連絡協議会			
	12	彦根ボランティアガイド協会			
学校等	13	彦根市保育協議会			
	14	彦根市立幼稚園・こども園長会			
	15	学校法人滋賀カトリック学園聖ヨゼフこども園			
	16	学校法人野村学園みどり幼稚園			
	17	彦根市小中学校長会			
	18	滋賀県高等学校長協会(湖東)			
	19	国立大学法人滋賀大学			
	20	公立大学法人滋賀県立大学			
	21	学校法人聖泉学園聖泉大学			
	彦根市	22	彦根市企画振興部広報戦略課		
23		彦根市企画振興部まちづくり推進課			
24		彦根市子ども未来部幼児課			
25		彦根市産業部地域経済振興課			
26		彦根市産業部観光交流課			
27		彦根市歴史まちづくり部文化財課彦根城世界遺産登録推進室			
28		彦根市教育委員会事務局教育総務課			

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会  
 競技式典専門委員会 委員名簿（案）

備考欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名	備考
スポーツ	1	一般社団法人彦根市スポーツ協会			
	2	彦根市スポーツ推進委員協議会			
	3	一般財団法人滋賀陸上競技協会			
	4	滋賀県ハンドボール協会			
	5	滋賀県弓道連盟			
	6	滋賀県なぎなた連盟			
学 校	7	彦根市中学校体育連盟			
	8	滋賀県高等学校体育連盟陸上競技専門部			
	9	滋賀県高等学校体育連盟ハンドボール専門部			
	10	滋賀県高等学校体育連盟弓道専門部			
	11	滋賀県高等学校体育連盟なぎなた専門部			
会場施設	12	滋賀県立彦根総合運動場			
	13	学校法人松風学園彦根総合高等学校			
	14	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社ビュティ・パーソナルア事業部モノづくり総合部			
彦根市	15	彦根市文化スポーツ部スポーツ振興課			
	16	彦根市教育委員会事務局学校教育課			

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会  
 宿泊衛生専門委員会 委員名簿（案）

備考欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名	備考
宿泊観光	1	公益社団法人彦根観光協会宿泊部会			
	2	公益社団法人彦根観光協会料理・レストラン部会			
	3	近江トラベル株式会社			
食品衛生	4	滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所)			
	5	彦根食品衛生協会			
会場衛生	6	彦根市浄化槽業者協議会			
医療福祉	7	一般社団法人彦根医師会			
	8	彦根歯科医師会			
	9	一般社団法人彦根薬剤師会			
	10	公益社団法人滋賀県看護協会第5地区支部			
	11	彦根市健康推進員協議会			
	12	彦根市赤十字奉仕団			
彦根市	13	彦根市市民環境部生活環境課			
	14	彦根市市民環境部清掃センター			
	15	彦根市福祉保健部健康推進課			
	16	彦根市産業部観光交流課			
	17	彦根市立病院事務局病院総務課			
	18	彦根市消防本部予防課			

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会  
輸送交通専門委員会 委員名簿（案）

備考欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名	備考
輸送交通	1	西日本旅客鉄道株式会社彦根駅			
	2	東海旅客鉄道株式会社米原駅			
	3	近江鉄道株式会社鉄道部			
	4	近江鉄道株式会社自動車部			
	5	彦根観光バス株式会社			
	6	湖国バス株式会社			
	7	近江タクシー株式会社			
	8	彦根タクシー株式会社			
	9	中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター			
国・県	10	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局			
	11	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所			
	12	滋賀県湖東土木事務所			
警察等	13	滋賀県彦根警察署交通課			
	14	滋賀県彦根警察署警備課			
	15	彦根交通安全協会			
彦根市	16	彦根市市長直轄組織危機管理課			
	17	彦根市文化スポーツ部文化振興課			
	18	彦根市福祉保健部障害福祉課			
	19	彦根市都市建設部建設管理課			
	20	彦根市都市建設部交通対策課			
	21	彦根市消防本部警防課			

# 参 考 资 料





## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市市民運動基本計画

### 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、「彦根市開催準備総合計画」に基づき、市民一人ひとりが両大会開催の意義について理解を深めることで、市民協働によるまちづくりの推進につなげる。

### 2 基本事項

#### (1) 心のこもったおもてなしで温かく迎える大会

彦根市を訪れる大会参加者や一般観覧者を温かくお迎えするための運動や活動を展開する。

- ア 花いっぱい運動やクリーンアップ運動の展開
- イ 手作りのぼり旗や横断幕などでの歓迎
- ウ すべての選手に対する温かな声援による応援

#### (2) スポーツに親しみ交流を広げる大会

市民一人ひとりが、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに親しみ、その活動を通じて交流の輪を広げるきっかけとなる大会とする。

- ア 本市開催競技の体験イベント等への参加
- イ 両大会をはじめとする各種競技会における観戦・応援

#### (3) 市民総参加で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、何らかの形で両大会に関わることを通じて、市民の力を結集して盛り上げる大会とする。

- ア 大会運営のサポートや大会関連イベントへの参加
- イ イメージソング、SNSを活用した発信

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

#### (事務所)

第2条 準備委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

#### (目的)

第3条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

#### (所掌事務)

第4条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他準備委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

### 第2章 組織

#### (組織)

第5条 準備委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員

(3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者

(4) その他会長が特に必要と認める者

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

5 顧問は、準備委員会の運営に関して助言する。

6 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、準備委員会が解散するときまでとする。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から準備委員会が解散するときまでとする。

3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、市長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。

4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。

5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

6 会長および副会長等は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会
- (総会)

第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
  - 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
  - 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
    - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
    - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
    - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
    - (4) 予算および決算に関すること。
    - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
    - (6) その他重要な事項に関すること。
  - 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
  - 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
  - 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- (常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
  - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
- 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

#### 第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承

認を得なければならない。

## 第5章 事務局

第14条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第15条 準備委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第16条 準備委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第17条 準備委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

第21条 この会則に定めるもののほか準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和2年1月27日から施行する。

